

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰対策生活支援事業	①物価高騰の影響を受けている全市民に、登録した市内店舗で利用できる6,000円分の商品券を配布する。商品券の利用により、生活者の食料品の支援を含む家計支援を図る。 ②チケット原資、応援チケットに係るデザイン、印刷、発送（簡易書留）、登録店舗の募集・集約、換金等に係る委託料 ③対象者41,200人×6,000円 委託料内訳：チケット原資247,200千円×執行率96.5%≒238,600千円 事務委託手数料等26,400千円 事務費内訳：消耗品費10,348千円+郵送料11,761千円+労務費4,313千円≒26,400千円 ④市、基準日に市内に住所を有する者	R7.12	R8.4以降
2	③消費下支え等を通じた生活者支援	小諸消費喚起電子クーポン配布事業	①電子クーポン（最大20%割引、上限5,000円）の配布により、地域内の消費を喚起し、物価高騰の影響を受けている小諸市の事業者の売上向上を図ることを目的とする。 ②負担金（クーポン原資、PRチラシ印刷作成費、事務手数料、周知にかかる費用（郵送料、封筒等消耗品）） ③電子クーポン原資70,000千円（うちR6補正分70,000千円）、事務手数料等20,000千円（うちR6補正分9,067千円、R7予備費分10,933千円） ④商工会議所、住民等	R7.5	R7.8

3	<p>⑨推奨事業メ ニュー例よりも 更に効果がある と判断する地方 単独事業</p>	<p>文化センター物価高騰 対応事業</p>	<p>①文化センター運営事業において、物価高騰の影響を受ける燃料費・光熱水費への補填により健全な事業運営を図り、利用料への価格転嫁による住民負担を防ぐ</p> <p>②燃料費・光熱水費</p> <p>③令和元年度歳出費と令和5年度歳出費の対比 注1：令和2年度から4年度の歳出費は、新型コロナウイルス感染症拡大による利用中止・自粛期間と重なることから物価上昇算出の比較対象にならないため、感染症の影響が無い、ないし少ない時期の費用を対比対象とする 注2：光熱水費の内、水道使用料については物価上昇の影響を受けていないため差し引いて比較する</p> <p>燃料費（灯油・重油）：988千円－1,413千円＝△424千円 光熱水費（電気・ガス）：4,937千円－7,581千円/2＝△1,321千円 ※光熱水費（電気・ガス）の1/2は事務室分の高騰分として除く</p> <p>④小諸市文化センター、施設利用住民等</p>	R7.4	R8.3
4	<p>⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援</p>	<p>デマンドタクシー燃料 価格高騰対策支援事業</p>	<p>①原油価格高騰により運送コストが上昇している中、地域住民の移動手段として運行しているデマンドタクシーについて、地域公共交通を維持することを目的として、緊急的に事業者へに支援金を給付する。</p> <p>②デマンドタクシー運行事業者への委託料のうち、燃料費高騰分</p> <p>③R2レギュラーガソリン長野県平均単価 142.8円/ℓ R6レギュラーガソリン長野県平均単価 184.5円/ℓ R7燃料費使用見込み量 34,585 ℓ 41.7円×34,585 ℓ = 1,442,195円</p> <p>④デマンドタクシー運行事業者</p>	R7.4	R8.3
5	<p>③消費下支え等 を通じた生活者 支援</p>	<p>小諸消費喚起電子クーポン配布事業(予備費分)</p>	<p>①電子クーポン（最大20%割引、上限5,000円）の配布により、地域内の消費を喚起し、物価高騰の影響を受けている小諸市の事業者の売上向上を図ることを目的とする。</p> <p>②負担金（クーポン原資、PRチラシ印刷作成費、事務手数料、周知にかかる費用（郵送料、封筒等消耗品））</p> <p>③電子クーポン原資70,000千円（うちR6補正分70,000千円）、事務手数料等20,000千円（うちR6補正分9,067千円、R7予備費分10,933千円）</p> <p>④商工会議所、住民等</p>	R7.5	R7.8

6	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食原油価格・物価高騰対応事業(R7予備費分)	<p>①原油価格や物価の高騰により、学校給食で使用する食材費にも影響が出ているため、学校給食の食材購入費（教職員は除く）の高騰分を支援することで、保護者負担の軽減を図りながら学校給食を継続して安定的に実施する。</p> <p>②学校給食費 高騰した分の食材購入費（教職員は除く）</p> <p>③【負担金補助及び交付金】 給食1食あたり50円 ・50円×2,803人×201日≒28,110,000円（うちR7予備費分1,941千円、R7補正分26,169千円）</p> <p>④市内の小中学校 8校、生徒保護者</p>	R7.4	R8.3
7	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）	<p>①食料品や燃料費の物価高騰による支出の増加の影響を特に受けている低所得のひとり親世帯を支援するための給付金を支給することにより、ひとり親世帯の生活費等の負担軽減となり、生活支援につながる。</p> <p>② 低所得のひとり親世帯への給付金及び事務費</p> <p>③ ・給付金 8,000千円 子ども一人当たり10,000円×800人 ・事務費 922千円 （事務費内訳：需用費 314千円、役務費180千円、報酬 375千円、共済費 53千円）</p> <p>④低所得者ひとり親世帯 ・12月分児童扶養手当の支給を受けている者 ・公的年金等を受けていることにより12月分児童扶養手当の支給を受けていない者 ・収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった者</p>	R7.4	R7.10

8	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	低所得のひとり親世帯生活支援特別給付金給付事業	<p>①物価高騰の影響が長期化し、その影響を強く受けている低所得のひとり親世帯を支援するための給付金を支給することにより、ひとり親世帯の生活費等の負担軽減となり、生活支援につながる。</p> <p>② 低所得のひとり親世帯への給付金及び事務費</p> <p>③ ○需用費 200千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消耗品（用紙代、トナーほか）200,000円 <p>○役務費 154千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郵送料 400世帯×110円＝44,000円 100世帯×110円＝11,000円 ・口振手数料 500件×198円＝99,000円 <p>○報酬 563千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員報酬 月額187,500円×3月＝562,500円 <p>○共済費 83千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共済 9,671円×3月＝29,013円 ・社保 17,385円×3月＝52,155円 <p>○扶助費 6,500千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付金 子ども一人当たり10,000円×650人 <p>④ひとり親世帯及びその子ども</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12月分児童扶養手当の支給を受けている者 ・公的年金等を受けていることにより12月分見 	R7.12	R8.4以降
9	②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	非課税世帯等エアコン購入等助成事業(R7実施計画分)	<p>①近年の猛暑による熱中症リスク増加を踏まえ、住民の命と健康を守るため、物価高騰の影響を受けている住民税非課税世帯へのエアコン設置を補助します。</p> <p>②補助金（補助上限73千円、保護世帯1/2、非課税世帯1/3）、事務費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負担割合 生活保護世帯（市）：県1/2、市1/2 生活保護世帯以外：県1/3、市町村1/3、申請者1/3 <p>③・補助金</p> <p>生活保護世帯:補助単価73千円×170世帯＝12,410千円（R8実施計画分）</p> <p>非課税世帯：補助単価48千円×500世帯＝24,400千円（R8実施計画分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務費1,966千円（うちR7実施計画分200千円、R8実施計画分1,766千円） <p>事務費内訳：報酬323千円、職員手当等722千円、費用弁償12千円、需用費55千円、役務費854千円</p> <p>その他：「住民税非課税世帯エアコン設置促進事業」による県補助分18,405千円（12,410千円÷2+24,400千円÷2）</p> <p>④生活保護世帯、住民税非課税世帯</p>	R7.12	R8.3

10	①食料品の物価高騰に対する特別加算	学校給食原油価格・物価高騰対応事業(R7補正分)	<p>①原油価格や物価の高騰により、学校給食で使用する食材費にも影響が出ているため、学校給食の食材購入費（教職員は除く）の高騰分を支援することで、保護者負担の軽減を図りながら学校給食を継続して安定的に実施する。</p> <p>②学校給食費 高騰した分の食材購入費（教職員は除く）</p> <p>③【負担金補助及び交付金】 給食1食あたり50円 ・50円×2,803人×201日≒28,110,000円（うちR7予備費分1,941千円、R7補正分26,169千円）</p> <p>④市内の小中学校 8校、生徒保護者</p>	R7.4	R8.3
11	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	物価高騰対策市制度資金利子補給事業	<p>①物価高騰のあおりにより、コロナの対策資金融資を受け返済に苦慮している事業者の事業継続と経営維持を支援する。</p> <p>② 緊急融資利子補給金（補給金）</p> <p>③ 利子補給率：5/5（全額） 991千円</p> <p>④市制度融資「新型コロナウイルス感染症対策資金」の借入事業者（市内業者）</p>	R7.4	R8.4以降
12	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	地方公共団体発注の公共調達における価格転嫁の促進（公共調達）	<p>①「物価高騰において賃上げ環境を整備するため、当自治体の公共調達において労務費を含めた価格転嫁を促進する</p> <p>②実質的な賃上げにつながる価格転嫁分（当該価格転嫁分が実質的な賃上げにつながるものとして確認できるような書類の提出を求める） 委託する段階で、積算根拠資料（公共工事設計労務単価）で実質的な賃上げにつながるか確認したうえで、実績報告書にて再確認する</p> <p>③県積算基準及び実施設計単価により積算した実稼働単価を当初予算ベースに対して稼働単価約3%増の金額を概算計上。委託費は過去3年実績により算出。（委託費91,000,000円-機材損耗費43,200,000円）×0.03=1,434,000円 価格転嫁分に相当する金額 1,434,000円 役務（その他）33件</p> <p>④物価高騰の影響を受ける中小企業</p>	R7.12	R8.4以降

13	①食料品の物価高騰に対する特別加算	事業者支援・消費喚起電子クーポン配布事業	<p>①スマートフォンをもつ全住民に電子クーポン（最大20%割引、上限7,000円）の配布により、物価高騰の影響を受けている市内小売事業者の売上向上による事業者支援、低迷している地域内の消費を喚起し経済の活性化を図ることを目的とする。</p> <p>○使用できるチケットの上限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3,000円割引チケット（15,000円以上の買物で利用可） ・2,000円割引チケット（10,000円以上の買物で利用可） ・1,000円割引チケット（5,000円以上の買物で利用可） ・500円割引チケット（2,500円以上の買物で利用可） ・200円割引チケット（1,000円以上の買物で利用可） ・100円割引チケット（500円以上の買物で利用可） <p>②負担金（クーポン原資、PRチラシ印刷作成費、事務手数料、周知にかかる費用（郵送料、封筒等消耗品））</p>	R7.12	R8.4以降
----	-------------------	----------------------	---	-------	--------